

埼玉県住所地外定期予防接種(インフルエンザを除く) 相互乗り入れ実施要綱

1 目的

埼玉県住所地外定期予防接種相互乗り入れは、住所地以外の市町村における下記の埼玉県内居住者の接種を可能とし、利便性を図ることを目的として実施する。

- (1) かかりつけ医が他の市町村にいる場合
- (2) 里帰り出産等、実家などで接種を受けたい場合
- (3) 重症疾患児、超未熟児や先天性免疫不全等で主治医が他の市町村にいる場合
- (4) その他やむを得ない事情により接種機会を逃した場合

2 ワクチンの種類

- (1) 二種混合(DT)、麻疹風疹混合(MR)、麻疹単抗原、風疹単抗原、日本脳炎、BCG、不活化ポリオ単独(IPV)、四種混合(DPT-IPV)、ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がん、水痘、高齢者用肺炎球菌、B型肝炎、ロタウイルス
- (2) 予防接種相互乗り入れの際、ワクチンの製造販売業者の特定はしない。

3 委託料について

- (1) 個別接種料金は統一しない。相互乗り入れに協力する医師（以下、「接種協力医」という。）は、接種希望者が居住している市町村の設定している接種委託料にて接種を行う。
- (2) 集団接種を行っている市町村は、新たに住所地外での個別接種料金を設定する。
- (3) 委託料はワクチンを含めた額とする。
- (4) 市町村は、毎年度及び隨時、委託契約した金額の予防接種料金表を作成し、契約書に添えて一般社団法人埼玉県医師会（以下、「埼玉県医師会」という。）へ提出する。

4 契約について

- (1) 「住所地外定期予防接種(インフルエンザを除く)相互乗り入れ契約」は、各市町村長と埼玉県医師会会員医療機関等の長の代理人として一般社団法人埼玉県医師会長（以下、「埼玉県医師会長」という。）との間に交わるものであり、健康被害が生じた場合の協定も含まれる。
- (2) 契約書は、従来の市町村と医療機関（市町村医師会等）との「居住地契約」と共に、「住所地外定期予防接種(インフルエンザを除く)相互乗り入れ契約」の2種類を必要とし、対象年齢及び契約期間等の契約内容はそれぞれ同等程度でなければならない。
ただし、集団接種を実施している市町村においては、個別接種に移行するのが望ましいが、当分の間は住民の利便性の観点から、新たに「住所地外相互乗り入れ専用個別接種料金」を設定するものとする。
- (3) 「住所地外定期予防接種(インフルエンザを除く)相互乗り入れ契約」は、埼玉県医師会長が市町村長と締結する。

- (4) 本相互乗り入れに参加する会員医療機関等（以下、「接種協力医療機関」という。）の長は、埼玉県医師会員でないとならない。
- (5) 相互乗り入れに賛同する接種協力医が所属する接種協力医療機関の長は、接種可能なワクチンを選択し、埼玉県医師会長に「委任状」（様式1－1）を提出する。また、委任状の内容に変更があった場合は「委任状変更届」（様式1－2）を、委任状を取り下げする場合は「委任状取り下げ申出書」（様式1－3）を速やかに埼玉県医師会長に提出する。
なお、「委任状取り下げ申出書」の提出がない限り、毎年度自動更新されることとする。
- (6) 接種協力医は原則として埼玉県医師会員とする。ただし、勤務医に関しては、接種協力医療機関の長が推薦し、埼玉県医師会長が認めた者については、その限りではない。
- (7) 埼玉県医師会長は、毎年度、各市町村長との間に「住所地外定期予防接種（インフルエンザを除く）相互乗り入れ委託契約書」を交わすと同時に、「接種協力医師名簿」を作成し、接種協力医療機関及び市町村担当者が閲覧できるよう、埼玉県医師会ホームページ上に掲載する。
- (8) 埼玉県医師会長は、接種協力医療機関における接種可能な予防接種を、県民が閲覧できるよう、埼玉県医師会ホームページ上に掲載する。

5 委託料の請求方法

- (1) 接種協力医療機関は、契約書に定める日までに、毎月各市町村ごとに医師会統一の請求書（様式2）を発行する。
- (2) 請求書は、各接種協力医療機関で準備する。

接種協力医療機関は、住所地外定期予防接種（インフルエンザを除く）相互乗り入れ契約に同意した市町村の予防接種料金を、配布した冊子及び埼玉県医師会ホームページ上にて確認し、これを元に請求書を作成し、予診票と一緒に市町村へ送付する。

6 実施方法

- (1) 市町村の依頼書は必要としない方式とする。
- (2) 予診票の様式は、接種対象者の居住地市町村のものを使用する。
- (3) 接種協力医療機関及び接種協力医は、接種の際は必ず健康保険証と母子健康手帳などで接種者の住所地の確認を行う。
- (4) 予防接種済の証明は、接種協力医が母子健康手帳に記載又は予防接種済証（様式3）を被接種者に交付するものとする。

7 事務処理

事務は、埼玉県医師会事務局が行う。

8 その他

- (1) 埼玉県における住所地外定期予防接種(インフルエンザを除く)相互乗り入れは県内全市町村一斉実施が望ましいが、本要綱に賛同した市町村とする。
- (2) 各市町村はこの契約の円滑な実施のため、予防接種健康被害調査委員会を設置する。

附則

この要綱は、平成24年2月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。ただし、2(1)の四種混合(DPT-I PV)に係る規定については、当該ワクチンが予防接種法に基づく定期予防接種の対象として導入される日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、2(1)のロタウイルスに係る規定については、当該ワクチンが予防接種法に基づく定期予防接種の対象として導入される日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。